群馬県霧積発電所の電力提供に関する協定

安中市（以下「甲」という。）と群馬県企業局（以下「乙」という。）は、安中市内において長時間における停電が発生又はそのおそれがある場合（以下「停電時等」という。）における霧積発電所からの発生電力の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、停電時等において、乙が安中市内に建設した霧積発電所からの発生電力を可能な範囲にて甲に提供することにより、甲が行う災害対応を円滑に進めるために必要な事項を定めるものである。

（提供の要請及び対応）

第２条 甲は、停電時等に乙に対し電話等により、霧積発電所からの発生電力の提供について要請し、乙は、当該要請に対し危険性等を考慮し、業務に支障を来さない範囲で応じるものとする。

（提供の方法）

第３条 乙が、前条の要請に応じる際には、霧積発電所において提供を行うものとし、甲は、乙の立会いの下、以下の方法でその提供を受けるものとする。

（1）甲または乙の所有する機器の充電

（2）甲の所有する機器の使用

２　乙の所有する機器を借用する場合、甲は乙に物品借用書（様式第１号）を提出すること。

３　甲及び乙は、提供を開始及び終了した日時を留め、お互いに共有するものとする。

（連絡体制）

第４条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、書面（様式第２号）により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに報告するものとする。

（協議）

第５条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、本協定の趣旨に鑑み、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和８年７月１日

甲　安中市安中一丁目２３番１３号
　　安中市長

乙　前橋市大手町一丁目１番１号
　　群馬県企業管理者